時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

露國東洋政略の近狀

左の一篇ハ露國の事情に明なる社友某氏の談話を其儘筆記したる者にして露國政府は將來東洋に如何なる計畫を爲さんとするやの趣を察するに極て有要の文なり今日西洋諸國の東洋に其力を伸ばさんと欲する者は二三にして足らずと雖も中に就て恐る可きハ英露の二國に外ある可らず然るに英國は近來更に新開加奈陀太平洋鐵道を利用して今後全く東洋の航路を變更せしめんとするの計畫なる次第ハ前日の紙上にも開陳したる如くあるに今又愛に露國東洋政略の近狀を推測すれバ謂ゆるサイベリヤ鐵道の計畫も今後四五年を出ですして落成し歐洲諸國と東洋との關係も之と同時に非常の密接を來す可きこと明々白々の事實にして東洋前途の多事、實に想ひ見るに堪へざるの次第と云ふの外なし我輩の甚だ憂ふる所の者あり

時事新報記者　附記

露國東洋政略の近狀と述ぶるに當りて第一に注意を可きは支那との關係即ち是なり支那と露國とハ互に其版圖を接して交界の爭ひ常に絕えたる事なく兩國より互に委員を出して其界線を定むるの議も今に始まりたる話に非ず又委員會同の其上にて時々境界の區別も定まらざるに非ずと雖も其邊境は荒寥無人の山野にして殊に境界の接する所距離遠くして際限なければ僅々數名の委員ハ會同なればとて以て兩國界線の繩墨を正うして永遠爭ひなきに至らしむる能はざるは數に於て明白の理あり今日に於ては兩國の關係も先づ親密にしてイリー、クルヂヤの事件の如きハ三五年來其跡を聞かざるのみならず絕えず兩國よりは會同委員を派出して其界線を定むるの一事に汲々たるの有樣なれども是れは唯強て兩國一時媾和の表面を文飾するまでの手段あらんなれば一朝事あるの曉には今日會同委員の議定したる界線は何の用をも爲す可らず、歸する所腕力の爭に外あらざれば支那政府に於ても豫て其邊の覺悟と極め現時頻りに屯田の法と講して南方無賴の勇丁と北地に驅り之に田地農具を給し且つ耕し且つ戰ふの手段に依賴して專ら邊疆の守を嚴にしたる其結果ハ今日に於て充分露人の南侵を防禦するに足る者ありとは近來世人の知悉する所にして露人の容易に支那內地に攻入る能はざるは明白の事實なれども尙ほ一步を進めて論ずれば支那は獨り其邊疆を守るの力あるのみならず併て露人を進擊するも勝利充分の見込なりと云ふ其次第は餘事は兎も角も現在亞細亞地方に居住する露人生活の必需[illegible]れも皆支那人の手に仰ぐ所にして穀物あり磚茶[illegible]り支那內地若くは北方邊疆の氣候稍や溫暖の地に產したる貨物と移して人烟稀少物產未だ開けざる露西亞の寒地に供給し以て露人の生命を繫ぐ次第なれバ今日の有樣にて萬一支那人が此等の供給と拒絕して一切食糧を送らざるの手段と採り同時に北狄征罰の擧に及びたらば露人は如何にして之に抗するを得べきや大に掛念なき能はざるあり或は其食糧をトムスク、オムスクよりチーメンと經て歐羅巴露領に仰ぐとするも鐵道未だ開けず道路甚ぶ險峻なるサイベリヤ地方に在つては人間の旅行にすら尙ホ二箇月乃至三箇月の時日を要する者なるに況て人肩馬背を假りて重量巨積の物品を運搬せんとするに於てとや素より行はる可き話に非ざるなり只幸ひに支那人が商賣の利と利するが爲尤容易に其供給を拒まざればこそ露人も辛ふじて其邊疆と守るを得る者なりと雖も若し其糧道と鎖さるるの不幸あるに於ては恐らくハ露人持久の計を爲す事も叶はずして唯倍々北方に逐縮せらる可きのミ先年イリーの戰爭ハ左宗棠が手兵を率ゐて露國の軍を破りたるは左氏の軍略宜きと得て且つ支那兵の驍勇なるに因りし者ありと云ふの說もあれども是れは僅に其勝を得たる近因中の一小部分に屬す可きものにして實は攻守の勢全く其趣と殊にしたるの結果ありと云ハざる可らず獨り夫れのみならず露國がサイベリヤの開拓に着手してより以來未だ幾多の星霜を經ざるに尙は今日の成功を來したるは一に其生活の貨物と開拓の材料とを支那に仰ぎたるは賜物にして若し此僥倖なかりせば露國東洋の政略も今の進步を爲す能はざりしは蓋し事實の爭ふ可らざる所ある可し此の如く露國の東洋經略を講ずるに當りては今日に於ても尙且つ其材料を支那に求むると大切にして特に其攻守の勢より論ずれば今の在サイベリヤの露人ハ到底支那に敵するの力なきのミあらず支那の爲めに貨物の供給を遮ぎらるゝ場合あるに於ては露人ハ殆んど其地位を保つ能はざるの危險あるは露人東洋政略の欠點此上もなき次第にして其難と發るゝの一手段ハ歐羅巴露西亞との交通を便にし事に臨んで貨物食糧を支那に仰ふぐ能はざるも少しも不都合なきの覺悟より外ある可らずサイベリヤ鐵道計畫の露國廟堂に非常の勢力と有するは全く之が爲めにして彼の英國と東洋海岸に雌雄を決せんなど云ふ迂遠の說よりも眼前差當りサイベリヤ持久獨立の策を爲そに此鐵道を敷設するは最も要用にして一日工事ハ着手を遲延するは取りも直さずサイベリヤ地方ハ危急を一日等閑に附し去るの道理なれバ今後遲くも五年と期して必ず右の計畫を竣成せしめざる可らずとは露國有識者の孰れも認定して疑はざる所ありと云へり（未完）

官報

○內務省令第四號

大阪府
奈良縣

勅令第五十九號ヲ以テ大阪府ヲ分割シ奈良縣ヲ置カレタルニ付テハ該府縣會議員選擧及地方稅分割方等ノ手續左ノ通之ヲ定ム

第一條　府縣會議員ハ各改選ノ手續ヲ爲シ且常置委員ヲ選擧ス可シ但議員ノ數ハ知事之ヲ定メ次回改選ヨリ會議ニ於テ定ム可シ

第二條　地方稅ノ收出豫算ハ各更ニ會議ヲ開キ之ヲ議定ス可シ但本條議定前ニ於テ事務施行上費用ヲ要スルトキハ舊府會ニ於テ議定セシ豫算ニ依リ假ニ其幾部ヲ徵收支出スルコトヲ得

第三條　地方稅ハ土地人民引渡前日迄ニ支拂タル實費ヲ引去リ殘額ハ徵收ノ步合ニ依リ分割ス可シ

第四條　地方稅經濟ニ係ル物件ハ總テ所在府縣ニ於テ管轄スルモノトス

第五條　前年度地方稅收出決算ニ至リ殘餘アルトキハ該年度各費收入ノ割合ヲ以テ分割ス可シ

第六條　前條決算ノ場合ニ於テ不足ヲ生シタルトキハ該年度各費收入ニ割合地方稅規則第五條第二項ニ依リ之ヲ補充ス可シ但一地方ニ屬スル費額（府縣廳舍及監獄建築修繕費並病院費ノ類）ノ不足ハ各其所屬ノ府縣ニ於テ之ヲ補充ス可シ

第七條　備荒儲蓄金ハ土地人民引渡前日迄ノ支出額ヲ引去リ其殘額ハ從來徵收ノ步合ニ依リ分割ス可シ

第八條　在監人ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ分割ス可シ

已決囚ハ其裁判宣告ノ地
未決囚ハ其裁判管轄ノ地
懲治人ハ其本籍
別房留置人ハ其留置ノ監獄

明治廿年十一月十八日　內務大臣伯爵山縣有朋

○內務省訓令第四十九號　府縣沖繩縣ヲ除ク

尋常師範學校附屬小學校授業料ハ本年勅令第五十六號ノ規定ニ據リ地方稅一般ノ雜收入ト混淆スヘカラサルモノニ付右授業料ノ收支豫算ハ別議案ヲ以テ府縣會ノ議定ニ付スヘシ

明治二十年十一月十八日　內務大臣伯爵山縣有朋　大藏大臣伯爵松方正義

○遞信省告示第二百十六號

伊勢國三重郡四日市南町ニ郵便受取所ヲ置キ四日市南町郵便受取所ト稱シ來ル十二月十六日ヨリ其事務ヲ取扱ハシム

明治廿年十一月十八日　遞信大臣子爵榎本武揚

（以上本年十一月十八日官報）

雜報

○高崎の土木會　上州高崎の水道工事は最初の計畫と大に其模樣を變ぜたるが爲め隨て工費にも不足を生じたるより去る十五日臨時土木會と開きたる由あるが新に增加を要する費額は三千三百餘圓なりと云ふ

○橫濱茶況　十一月ハ茶商の時節にて其差入りに相應の商ひあるて引續き賣行くべき模樣なりしが其のち米國市場の不味あるより商館何れも買進まず只時々注文に應じて取引するのミ昨今は尤も沈靜の姿ある由其本月一日より十五日までの入荷は十七萬五千斤買込は三十二萬四千斤在荷は六十八萬六千斤なり又昨年及び本年新茶の出初より年の十一月十五日に至る兩年度の比較は左の如しと云ふ

	二十年度	十九年度
入荷	千九百六十一萬五千斤	二千零六十六萬五千斤
買込	千八百九十二萬九千斤	千九百五十七萬四千五百斤
在荷	六十八萬六千斤	百零九萬零五百斤

○華族移住　去る十月十五日を以て華族一般へ自今地方に就き產業に從事し或は家計を維持するの目的と以て各府縣並に北海道へ移住せんとする者ハ其事情を具し貫屬換願出るに於て願意至當と認むる者ハ聞屆べき旨を宮內大臣より達せしに付ては舊武家華族の內にて在官の人を除き其他舊城地移住を願ひ出るもの多からんと思ひし人もありしが右達しの後、日は猶淺ければ其移住と願出で聞屆ありしは加納氏（舊上總一ノ宮一萬三千石）ハ千葉縣下に福岡縣住名和氏の鳥取縣に貫屬換となりたるのみ尤名和家は祖先の功績に因り新華族に取立られし者にて六百年前に祖先の領地たりし伯耆に移住せしに過ぎざるべし其他溝口氏の越後新發田へ內藤氏の同村上へ移住の計畫あり又津輕家の舊臣より舊主移住を願出で松平慶永（越前福井）氏も福井に歸住して大に士族授產の計畫あり杯と世上に噂あれども是等は未だ表面に顯はれざるものに非ずされば武家華族中よて目下舊臣より舊領地へ移住を願ひ出る向もあらば又家令家扶中にも同領地ゑ轉住せしめ目下年と追ふて零落貧困に迫り行く舊臣の狀態を目擊しつゝ情誼上之

を傍觀する譯……れ救恤と施さ……北海道へ移住……を保ち得る者……て壯年有爲の……と主張し概て……保の故老にし……しき隱居方に……々は老少の別……

○佛國の人口　……年の佛國人口……五萬二千五百……り千八百八十……年には同九萬……人、千八百八十……十五年には過……八十五年には……には二千九百……みにて六百五……

○露國人民の……亞米利加發見……る鳥なりと誤……の際露國に於……同國モスコー……を觀測する爲……ゼルコフと……へて出で來り……惡魔なるべし……せんする有樣……地に落ちたれ……地にても件れ……者四名もあり……らしめんとて……を挽廻された……士の言に普通……曜日に寺院に……にして同章中……べしとの豫言……に達したりと……る露國新聞に……

○罪人と識別……なるの一法は……犯す者は種々……て法網を脫れ……らず捕縛れ後……

○農作物の比……

品名	種
大豆	二升
小豆	一升五合
大麥	五升
小麥	四升
馬鈴薯	二百斤
甜菜	三升
玉蜀黍	二升
麻	五升
蕎麥	四升
桑園	
[illegible]	半

[illegible]

貴婦人方御用上等舶來小間物發賣廣告

ダイヤモンド入金細工指環、

各位益々御清榮奉賀候扨テ今般松平家ゟ書畫骨董屏風類賣却方依頼受候ニ付當二十日日本橋萬町柏木亭ニ於テ正午十二時迄展觀一時ゟ入札賣立仕候間何卒御尊來之程奉待上候　頓首

十ノ第十二號 手[illegible]